



インターンシッププログラム 申請ガイド

2023年6月27日改訂

趣旨

ウェスレー財団は、“Be Empowered for Transformation; 私が変わる、世界を変える”のビジョンのもと、「女性のエンパワメント」「次世代の育成」「社会課題解決」を3つのミッションの柱として公益活動事業を行っています。

インターンシッププログラムは、国際社会で「共に生き仕えていく」次世代の人材育成を目的として、若い世代にキリスト教精神を基盤とした NGO・NPO 団体、福祉施設、特別支援学校などでのインターンシップの機会を提供するプログラムです。

インターンシップの経験を通して、社会課題を学び、スキル習得だけではなく、より深く自分の賜物と適性を知ることにより、それらを用いて国際社会の様々な分野とレベルで貢献していくことのできるリーダーシップを身につけることを目的としています。

注意事項（申請を検討する前にお読みください）

- ① 原則として、特定の派遣先の希望を出すことはできません。
- ② 申請フォームで「関心のある分野」を選択いただける箇所がありますが、必ずしも関心に沿う派遣先を紹介できるとは限りません。
- ③ このプログラムは申請者が新しい環境に身を置くことを前提としているため、過去にボランティア等で関わったことのある組織にインターンとして派遣することはできません。
- ④ このプログラムは、インターン生を受入組織での就職に繋げることを目的としたものではありません。

このプログラムは、インターン生がキリスト教精神を基盤とした組織で社会奉仕の働きを知ると同時に、今まで関わったことの無い場所での新しい学びを通して自分の賜物と適性に気づき、それらの経験が将来の進路選択に生かされることを願って実施しています。プログラムの趣旨をご理解の上、ご申請ください。

1. 申請対象者

以下の全てに該当する方

- ・ 日本に在住する 20 歳～30 歳までの方
- ・ 日本語でのコミュニケーション（読む、書く、話す）が可能な方
- ・ クリスマンの方、あるいはキリスト教に深い理解がある方
- ・ 心身共に健康で、体力に自信がある方
- ・ 幅広い分野の社会課題に関心がある方
- ・ 目的意識を持ち、主体的に学ぶことができる方
- ・ 新しいことに挑戦してみる意欲のある方
- ・ 様々な活動に協力できる柔軟性と適応力のある方

2. 期間・待遇

- ① インターンシップ実施期間は 1 カ月以上、1 年以内です。
1 カ月の場合、目安として少なくとも 50 時間以上（例えば週 3 日の場合、1 日 4 時間以上）はインターンに参加することを想定してください。
- ② 実費支給（交通費、ボランティア保険料など）
業務内容、時間、勤務日数等を受入れ先と相談の上、手当を支給する可能性もあります。

3. 申請方法

申請受付期間

<随時受付中>

受入組織とのマッチングや審査等に時間を要する場合がございますので、**開始希望日の2か月前まで**にはご申請ください。マッチングや審査は想定より長引く場合もございますので予めご了承ください。

申請手順

1. 申請フォームの送信

ウェスレー財団 HP (<https://wesley.or.jp/>) の「インターンシッププログラム」ページから申請フォームにアクセスし、必要事項を記入し送信してください。

2. 推薦書の送付

推薦書は、ウェスレー財団 HP からダウンロードし、大学の先生や勤務先の上司等、本人を良く知り、指導する立場にある方（家族以外）が記入してください。

<推薦書の提出先>

下記アドレスにメール添付で提出してください。

servicework@wesley.or.jp

担当者：生原（はいばら）

* 提出書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。

* 審査の過程では、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

4. 申請後の流れ

① 書類審査

申請フォームの内容と推薦書を確認し、審査します。

② 申請者へのヒアリング

当財団から申請者にヒアリングを行い、インターン先の候補を検討します。候補が見つかった場合は申請者と相談の上、面談に進んでいただきます。

* 受入組織の状況やマッチングの結果によっては、インターン先をご紹介できない場合もございます。予めご了承ください。

③ **面談**（複数回の可能性あり）

申請者・当財団の担当者・受入組織の三者間で対面またはオンラインで実施します。

④ **意思確認**

申請者・受入組織に個別でインターン実施・受入の意思確認を行います。

⑤ **スケジュール・活動内容決め**

双方の意思が一致したら、インターンシップのスケジュールと活動内容の計画案を作成します。

⑥ **書面による手続き**

計画案に同意を得られたら、インターン実施の手続きを書面にて実施します。

⑦ **インターン開始**

- ・毎月、報告書を提出していただきます。
- ・必要に応じて当財団とのフォローアップ面談を実施します。
- ・その他、ウェブサイトや SNS 用の記事作成にご協力いただきます。

⑧ **インターン終了後**

- ・最終報告書を提出していただきます。
- ・インターンシップ紹介イベント等で経験をお話いただくよう依頼する場合があります。

5. インターン生の義務

インターンとして派遣される方は、下記の義務を履行する必要があります。

- ① インターンシッププログラム紹介イベント等の集まりに出席し、活動紹介や報告の発表に協力すること
- ② 当財団指定の書類や報告書等を期日までに提出すること
- ③ インターン実施中、当財団に提出した情報（住所、連絡先等）に変更が生じた場合、当財団へ届け出ること
- ④ 受入組織の指示に従い、規則を守って主体的に活動に従事すること
- ⑤ インターンシップについて SNS や記事に掲載する際には、当財団のインターンシッププログラムによって派遣されていることを明記すること

6. 派遣の取消しまたは停止

派遣決定後及び派遣中でも、以下の場合には派遣の取消し、または中止をすることがあります。

- ・申請の内容に虚偽が認められた場合
- ・派遣中に何かしらの問題が生じ、インターンシップの継続が困難であると判断された場合（何か問題が生じた場合には、三者間で協議をいたします）
- ・反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

- ・その他、当財団が不相当と認めたとき

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

servicework@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

以上